

令和 7 年度製菓衛生師試験実施要領

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時：令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
(2) 場所：宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 2-3
宮城県自治会館 2 階

2 試験科目

- | | | | |
|--------------|-------|---|-------------------|
| (1) 衛生法規 | 4 問 | } | 試験時間 2 時間 計 6 0 問 |
| (2) 公衆衛生学 | 9 問 | | |
| (3) 食品学 | 6 問 | | |
| (4) 食品衛生学 | 1 1 問 | | |
| (5) 栄養学 | 6 問 | | |
| (6) 製菓理論及び実技 | 2 4 問 | | |

ただし、受験者が職業能力開発促進法施行規則（昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号）別表第 1 1 の 3 の 3 に掲げる菓子製造に係る技能士（パン製造に係る技能士を除く。）である場合は、当該受験者本人の申出（受験願書の提出時に、その旨の技能検定合格証書の写しを提出するとともに、当該技能検定合格証書の原本を提示すること。）により、試験科目のうち（6）の製菓理論及び実技を免除する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 5 7 条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
(2) 学校教育法第 5 7 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事した者

(注) 次の場合、菓子製造業に従事したと認められない。

- ・専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事し、実際に菓子を製造する過程に従事しない者
(例：菓子製造に従事しない事務員、運転手等)
- ・レストラン、ホテル等の飲食店営業において、その営業場内で客に提供するパン、ケーキ等の製造に従事している者
- ・パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者（原則として週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上菓子製造業務に従事している者を除く。）

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 2 0 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（閉庁日を除く。郵送の場合は、令和 7 年 6 月 2 0 日（金）までの消印のあるものを有効とする。）

(2) 受験願書提出先

居住地を管轄する県保健所・支所（仙台市内又は県外に居住する者は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課（郵便番号980-8570仙台市青葉区本町三丁目8番1号））に提出すること。

(3) 提出書類

(ア) 受験願書

(イ) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号に該当する者：

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書

製菓衛生師法第5条第2号に該当する者：

学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書

(ウ) 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル×横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。）

(エ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第1の3の3に掲げる菓子製造に係る技能士である者にあつては、その旨の技能合格証書の写し

(オ) (イ) 及び (エ) の提出書類に記載された氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本等、変更の経過が確認できる書類

(4) 受験手数料

受験手数料9,400円を次のいずれかの方法により納入すること。

(ア) 収入証紙

受験願書に9,400円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納入すること。

(イ) セルフレジ（県庁・合同庁舎）

セルフレジにて製菓衛生師試験受験を選択し、9,400円を納入すること。この場合、発行される「レシート（提出用）」を、受験願書と併せて提出すること。

(ウ) 受験願書提出先での支払（県庁・合同庁舎以外）

県庁・合同庁舎以外の窓口での提出時に、職員が操作する決済端末にて9,400円を納入すること。

(エ) 電子申請（オンライン）での支払

電子申請時に、9,400円を納入すること。

※電子申請に伴う手数料の納入はクレジットカードまたはPayPayに限る。

(5) 卒業証書の写し及び技能検定合格証書の写しを提出するときは、その原本を提示して確認を受けること。

5 合格発表

令和7年9月26日（金）午前10時

食と暮らしの安全推進課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、宮城県行政庁舎1階消費生活センター前掲示板及び県保健所・支所に合格者の受験番号を掲示して発表する。また、合格者には、同日付けで合格証書を送付する。

なお、原則として、全科目の合計点が満点の6割以上であるものを合格とし、科目ごとの得点も考慮して判定する。

6 その他

- (1) 受験願書用紙は、県保健所・支所、食と暮らしの安全推進課及び宮城県菓子工業組合で配布するほか、食と暮らしの安全推進課ホームページからダウンロードすることができる。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験番号、受験地、受験者心得等を記載した受験票を受験者に送付する。
- (3) 試験日程を延期又は中止する場合は、受験願書の提出者に連絡するとともに、食と暮らしの安全推進課ホームページに掲載する。
- (4) 試験会場内は、試験中も適宜、換気を行うことがあるため、室温に対応できるよう服装に留意すること。
- (5) その他、試験に関し不明な点は、居住地を管轄する県保健所・支所又は食と暮らしの安全推進課に問い合わせること。